

仕様書

1. 事業名

令和元年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「訪日外国人旅行者の受け入れ態勢強化を想定したキャッシュレス環境と実態調査」

2. 事業目的

各国のキャッシュレス状況をみると、普及が進む英国(68.6%)やオーストラリア(58.2%)、米国(46.0%)といった欧米豪の決済比率では支払の概ね半数以上がキャッシュレスによるものであり、普及が進んでいる。さらにアジア圏でも韓国(96.4%)、中国(65.8%)をはじめ、キャッシュレス化が進む(2016年の比率、『キャッシュレスロードマップ2019』一般社団法人キャッシュレス協会より)。このような世界市場の状況下において、訪日外国人旅行者の消費機会を逃さないためには、日本国内の観光地における「ICT」によるキャッシュレス化の伸展が急務であるが、この環境には格差があり、受入態勢の不備の象徴的事象となっている。

以上のことから、訪日外国人旅行者の支払障壁の解消は今後の観光地での消費機会損失を防ぎ、結果として、消費拡大につながることから、キャッシュレス対応は重要な社会基盤の一部といえる。

そこで、本事業では、当協議会が掲げる東京から10県への誘客を進めることを考慮した訪日外国人旅行者の受入環境整備を検討・整理するため、ターゲット毎のキャッシュレス文化と先行導入事例を把握し、キャッシュレス機器の具体的な導入までを検討できる手引となる調査を行う。

3. 事業内容

(ア) 訪日外国人旅行者の支払いに対する実態調査

【目的】観光地における訪日外国人旅行者の支払実態を把握するとともに、整備後に期待される効果を検証する調査事業・およびその結果を共有することが、本事業の目的である。

① 定量調査業務

1. 調査対象国は、以下に示す15か国を主な対象とする

(a) 東アジア / 台湾・韓国・中国・香港

(b) 東南アジア / タイ・ベトナム・シンガポール・マレーシア・インドネシア・フィリピン

(c) 欧米豪 / アメリカ・オーストラリア・イギリス・フランス・ドイツ

※当協議会対象地域の1都10県のターゲット方針を考慮し、当協議会と協議の上、決定すること。

2. 調査手法：アンケート等（ただし、調査目的が達成される見込みがあれば、既存文献調査も可とする）
3. 調査項目
 - (a) 購入品目別消費単価
 - (b) 支払い方法（現金・クレジット・QR 他）
 - (c) 旅行形態（旅行目的・同行者）

② 調査結果報告書作成業務

(イ) 行政・自治体・DMO の受入態勢調査

【目的】キャッシュレス対応施策を実施した地域を先行事例として調査し、導入における効果および課題について把握する。

① インタビュー調査

1. インタビューフロー作成業務（事業目的・導入経緯・導入時課題・成果）

② 調査対象選定およびヒアリング許可

1. 都道府県又は広域 DMO 単位・市区町村単位・商店街単位の各 1 か所

※東京都から 10 県への誘客という視点から、適切な対象事例を提案すること。

※東京都内を事例とする場合は、23 区内から都内区市町村の視点で事例を提案すること。

2. 実際に調査する事例の選定は当協会と協議の上で決定する。

(ウ) キャッシュレスサービスを提供する事業会社に関する調査

【目的】キャッシュレスサービスを提供する企業各社について、行政担当者が実際施策を検討する際のサービス選択に資する資料を作成する。

① 文献調査

1. 日本国内市場におけるキャッシュレス関連事業者の整理を行うこと
2. 各社が提供するサービスの特性や競争優位性を比較すること（導入コスト・ランニングコスト・対象決済手法他）
3. その他、よりよい事業成果となる手法があれば提案すること。

(エ) レポート作成業務

【目的】(ア)～(ウ) から得た知見より、行政担当者を想定した導入の手引書を作成する。今後の訪日外国人整備事業の検討に繋げるための提言を行うこと。

(オ) 事業報告書作成業務

- ① 上記各事業の実施をまとめた報告書作成

- ② 上記①の概要版報告書作成

※概要版は A4 版横 1 枚にまとめたものを想定

4. 協議打ち合わせ

事業を進める上で、当協議会との打合せを以下の区切りで3回以上実施すること。

- ・ 事業開始時
- ・ 中間とりまとめ
- ・ 報告書とりまとめ

5. 納品成果物

(ア) 提出物

- ① 上記3.①に示す事業報告書および電子データ
※事業報告書は（一社）関東観光広域連携事業協議会宛に13部納品
- ② 上記3.①に示す事業報告書（概要版）および電子データ
※事業報告書（概要版）は（一社）関東観光広域連携事業協議会宛に13部納品
- ③ 報告書の作成に当たっては、事前に監督職員の承認を受けるものとする

(イ) 提出期限

提出期限は以下のとおりとする

- ① 事業報告書および電子データ・・・2020年2月28日
- ② 事業報告書および電子データ（概要版）・・・2020年2月28日

(ウ) 提出先

神奈川県横浜市港北区2-13-4 神交共ビル
（一社）関東観光広域連携事業推進協議会

6. 監督職員 事務局長 服部 卓郎